〇総務省令第百十四号

放送法 (昭 和二十五年 法律第百三十二号) 第百十一条、 第百二十一条及び第百二十二条の規定に基づき、

放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月十七日

総務大臣 新藤 義孝

放送法施行規則の一部を改正する省令

放送法 施行規則 (昭和二十五年電 波監理委員会規則第十号) の一部を次のように改正する。

目 次 中 「第百二十三条」 の 下 に • 第百二十三条の二」 を加える。

第百二十三条第一項中 移 動 **新受信** 用 地 上基幹放送」 の 下 に \neg (デジタ ル 放送の標準 方式 第四 章 第二節 及び

第三節に定める放送を行うもの に限る。 以下この条にお いて同じ。)」 を加え、 同 条第二 項中 中 継 局」 を

「放送局」 に改 め、 「除く。)」 の 下 に 「及び当該放送局 の送信設備」 を加 え、 同条第四 項 中 中 継 局 を

「放送局」 に改 め、 中 継回 線設 備 0) 下に 「及び当該 放送 局 \mathcal{O} 送信 設 備」 を加え、 同 条 第 五 項 中 超 える

中継局」 を 「超える放送局」 に、 「非再生中 -継方式 2の中継 局 を 非 再生中継 方式 \mathcal{O} ŧ *(*) に改め 除 Ś

七 項 か \mathcal{O} 5 第九 下 に 項 及 ま でを び 当 削 該 放 り、 送 局 同 の送! 条を第百二十三条の二とし、 信 設 備 を加 え、 同 条 第 第四 六 項 中 章 第 中 五. 節 継 第 局 款 を 第四 放 送 目 中 局 同 に 条 改 \mathcal{O} 前 8 に 次 同 \mathcal{O} 条 第

条を加える。

第百二十三条 第百 五. 条 第二 項、 第百 十二条及び第百十五 条 \mathcal{O} 規定 は、 移 動 受信 用 地 上基: 幹 <u>,</u>放送 (デジタル

放送 \mathcal{O} 標 進 方 式 第四 章 第 節 に . 定 8 る放送を行う É \mathcal{O} に 限 る。 以下この 条に お V) 7 同 $\overset{\text{\tiny }}{\bigcup_{\circ}}$ \mathcal{O} 業 務 12 用 V

5 れ る 番 組 送 出 設備 に 0 1 7 適 用 な \ \ \

2 第 百 兀 第百. 七条第三 項、 第 百 [八条、 第百 十二条第二項及び第百十五条の規定は、 移 動 受信用 地 上 基

幹 放 送 \mathcal{O} 業務 に 用 7 5 れ る空中 線 電 力三ワ ツト 以 下 の放送 局 ^ 0 送 信 に 係 る中 継 口 線 設 備 人工 衛 星 に 設

置 さ れ る ŧ Oを 除 ₹ < 及 T 当 該 放 送 局 \mathcal{O} 送 信 設 備 に 0 1 て 滴 用 L な 1

3 第百 + 条 \mathcal{O} 規定 は、 移 動 3受信 用 地上基 幹 放 送 \mathcal{O} 業務 E 用 1 5 れ る空中 ·線電· 力三ワ ツ F 以下 \mathcal{O} 放送 局 \mathcal{O}

うち 高 速 自 動 車 玉 道 **(道** 路 法 昭昭 和 <u>-</u> 十 七 年 法 律 第 百 八 十号) 第三条第 号の 高 速 自 動 車 玉 道 を 1 う。 以

下この 項 に お **\ て 同 ľ 又は 高 速 自 動 車 玉 道 \mathcal{O} サ ピ ス エ IJ ア若 しくは パ] 丰 ン グエ リア (道 路 法 施 行

令 (昭 和 <u>-</u> 十 七 年政令第四 百 七 十 九号) 第七 条第十三号又は 高 速 自 動 車 玉 道 法 (昭和三十二年 法 律 第 七 +

九号) 第十一 条第二号に ·規 定する施 設 をい 、 う。 に 設 置 され る ŧ \mathcal{O} ^ 0) 送 信 に 係 る 中 継 口 線 設 備 人工 衛

星 に 設 置され る ŧ \mathcal{O} を 除 <_ ° 及び 当 該 放 送 局 \mathcal{O} 送 信 設 備 に 0 1 て 適 用 L な 1

4 第百 匹 条 及び第百六条から第百 十四四 条 ま での 規 定 は、 移 動 受信 用 地 上基幹放送 の業務 に用 V) 5 ħ る空中

線 電 力三ワ ット 以 下 \mathcal{O} 放送 局 ^ 0) 送信 に係 る中 継 口 線 設 備 (人工 衛 星に 設置され つるも のに 限 る。 に つい

て適用しない。

5 第百 七 条 第三 項 反 び 第百 十五 条 \mathcal{O} 規定 は 移動 **新受信** 用 地 上 基幹: 放 送の 業務 に 用 7 5 れ る空中 線 電 力三ワ

ツ 1 ·を超 え五五 〇
ワ
ツ 1 以 下 の放 送 局 ^ \mathcal{O} 送信 に 係 る中 継 回 [線設備 (人工衛星に設置され るもの を除

及び 当該 放送 局 \mathcal{O} 送信 設 備 に つ V) て 適 用 L な 7

6 第百 六 条、 第 百 七 条 及 び 第 百 九 条 カン 5 第 百 + 匝 条 ま で \mathcal{O} 規 定 は 移 動 受信 用 地 上 基 幹 放 送 \mathcal{O} 業務 に 用 1

ら れ る空中 線 電 力三ワ ツ } を超え五 <u>-</u> 〇 つ ワ ット 以 下 の放送局 ^ の送 信 に係 る中 継 口 線 設 備 入 Ī 衛 星 に 設

置 され るも 0 に 限 る。 に 0 1 て 適 用 L な 1

7 第百 五. 条第二 項 及 び 第百 干 五 条 \mathcal{O} 規 定 は 移 動 受信 用 地 上 基幹 放 送 \mathcal{O} 業務 に 用 **\ 5 れ る空中 線電 力 五

 \bigcirc ヮ ツ 1 を超 える放送局 ^ 0 送 信 に係 る中 継 口 線 心設備 人工 一衛星 に 設 置 っされ るも \mathcal{O} を除い <_ _ 及び当 該 放

送局の送信設備について適用しない。

8 第百 五条第二 項、 第百六条、 第百七条及び第百九条から第百十四 条までの規定は、 移 動 受信 用地· 上 基 幹

放送の業務に用いられる空中線電力五〇〇ワット を超える放送局 への送信に係る中継 回 回線設備 (人工: 衛 星

に設置されるものに限る。)について適用しない。

第百二十五条第三項中 「無線設備に あつては、 の下に「デジタル 放送の標準 方式 第四 章 第 節に定り める

放送を行うものであつて空中 線電力五〇〇ワットを超えるもの 並び に 同 章第二節及び 第三節 に定め る放送を

行うものであつて」を加え、 「三ワットを超えるもの」を 「三ワット」に、 「の中継局」 を 「の放送局」 に

「五〇ワットを超えるもの)」 を 「五〇ワット) を超えるもの」 に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。